

『中華人民共和国科学技術進歩法（意見募集草案）』（抄録）

第1章 総則

第8条 国家は知的財産権制度を確立し、知的財産権を尊重する社会環境を構築し、自主的な創出を奨励する。

企業・事業団体と科学技術者は、知的財産権の意識を高め、知的財産権を創出、管理、保護、運用する能力を順次高めていかななければならない。

第3章 企業技術進歩

第34条 国家は、企業が新技術、新製品、新材料、新技法を研究開発し、合理化の提案、技術改良と技術協力活動を組織的に展開し、技術の変革と設備の更新、新技術の吸収・開発、知的財産権の創出・管理・保護・運用、製品・サービスの質の向上、市場競争における著名ブランドの創設及び労働生産性と経済効果を向上することを奨励する措置を講ずる。

第39条 国家の政策的金融機構は国家の定めた自主的な創出プロジェクトに対して重点的に支援しなければならず、国家はファンドなどの方式で、利子補給の貸付、保証を提供し、商業金融機構が企業の自主的な創出及び企業の技術産業化を支援するように指導する。

国家は金融機構の知的財産権担保融資の展開を奨励する。

第41条 企業が国外の技術、設備を導入する場合は、国家の産業政策と技術政策に符合しなければならない。国家は企業が財政資金を利用して、国内で既に研究開発能力を有する技術或は国内で既に同等の技術レベルを備える技術、装備を導入することを制限し、企業は財政資金を利用し重大な技術、装備を導入するにあたり、消化、吸収及び再創出についての方案を制定しなければならず、併せて国務院の関連主管部門の審査承認を得て、その主管部門が監督を実施する。

国務院の科学技術行政部門は関連部門と合同で導入を奨励、制限、禁止する技術目録を制定し、定期的に調整し、また実情に応じて協調体制を確立し、重大な技術、装備の導入と消化、吸収、再創出に対して一本化された調整を図る。

第42条 政府指導価格と政府定価を制定するにあたり、国内、国外の企業が知的財産権を有する製品、サービスに対し、平等に対応しなければならず、差

別してはならない。

第6章 保障措置

第69条 財政資金を利用し設立した科学技術基金、科学技術計画プロジェクトの管理組織は、プロジェクトの実施状況に対して抜き取り検査、受け入れ検査を実施しなければならない。受け入れ検査を行う場合、プロジェクトの実施状況のオリジナルの記録を閲覧調査しなければならない。

知的財産権の保護と国家の秘密保持に影響する場合の外に、財政資金を利用し設立した科学技術基金、科学技術計画プロジェクトの管理組織は抜き取り検査または受け入れ検査の結果、プロジェクトによる研究成果及びその関連情報を遅延なく社会に公表しなければならない、公衆は閲覧する権利を有する。

第70条 国家が別に定める場合、あるいは契約書に別途約定する場合を除き、財政資金を利用し設立した科学技術ファンドプロジェクト、科学技術計画プロジェクトの実施により生じた知的財産権は、プロジェクトの責任者が保有する。特殊な場合、国家が無償で利用する、あるいは指定組織が有償で利用することができる。

プロジェクトの責任者は、プロジェクトにより生じた知的財産権に対して遅延なく保護措置を講じて運用しなければならない、また知的財産権の運用状況についてプロジェクトの管理組織に年度報告書を提出する。知的財産権を取得した日から2年以内に、プロジェクトの責任者が知的財産権を運用しない場合、該当知的財産権は国家の所有に帰する。

第71条 財政資金を利用し設立した科学技術基金プロジェクト、科学技術計画プロジェクトによる知的財産権を、国外の個人または組織に譲渡する場合、国务院の科学技術行政部門の審査承認を経なければならない。

第78条 国家は科学技術の秘密保持制度を確立し、科学技術の秘密保持業務責任制を施行し、健全な科学技術の秘密保持補償制度を確立し、重大な科学技術プロジェクトの秘密事項及び関係者の国際交流及び協力への参加に対する管理を強化し、国家の安全と公共利益にかかわる科学技術の秘密を保護する。

国家は貴重な生物種の資源、遺伝資源及びその他重要な資源の出国を管理する。

第8章 法的責任

第91条 剽窃、改竄、盗用或いはその他の方式で他人の著作権、特許権、発見権、発明権及びその他の科学技術成果による権利を侵害し、不法に技術の機密を盗み取る場合は、関連法律の規定に従って処分する。